

食料・農業・農村政策審議会企画部会 議事概要（持ち回り開催）

【日時】 令和４年７月２１日（木）

【開催方法】 書面提出による持ち回り開催。

【委員】 浅井委員、磯崎委員、井上委員、大津委員、大橋部会長、佐藤委員、高槻委員、中家委員、林委員、二村委員、堀切委員、宮島委員、三輪委員、山波委員、柚木委員、計１５名。

【審議事項】

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基本方針に関する調査審議の付託について

【審議結果】

令和４年７月１日に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和４年法律第３７号。以下「法」という。）が施行され、法第１５条第５項に基づき、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）について意見を求めるため、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問があった。

基本方針に関する事項については、食料・農業・農村政策審議会企画部会が所掌するところ、地球温暖化、生物多様性の保全等の地球環境問題に関する専門の事項を調査審議する必要があるため、「食料・農業・農村政策審議会企画部会における地球環境小委員会の設置について」（平成１９年９月７日食料・農業・農村政策審議会企画部会決定）を改正し、地球環境小委員会の所掌事務に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第３７号）第１５条第１項に規定する環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針に関する事項」を追加するとともに、基本方針に関する事項の調査審議について、地球環境小委員会に付託することが了承された。

（以上）